

船舶事故調査報告書

平成30年4月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年10月28日 15時05分ごろ～22時50分ごろの間）
発生場所	不明（愛知県西尾市佐久島東方沖）
事故の概要	漁船 ^{みねかつ} 峯勝丸は、さわら流し刺し網漁の操業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年11月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 峯勝丸、4.9トン AC3-37528（漁船登録番号）、個人所有 11.61m(Lr)×2.87m×0.79m、FRP ディーゼル機関、301kW（動力漁船登録票による）、平成4年9月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月15日 免許証交付日 平成25年9月30日 (平成31年9月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約19℃ 日没時刻：16時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、さわら流し刺し網漁（以下「本件刺し網漁」という。）を行う目的で、平成29年10月28日15時00分ごろ車で自宅を出た後、愛知県南知多町篠島漁港を出港した。 佐久島付近にいた地元の漁船の船長は、18時30分ごろ本件刺し網漁の投網をした後、船舶無線及び携帯電話で本船を呼び出したものの、本船船長から応答がなかった。

地元の漁船の船長は、本船が、白灯及び作業灯（船首部及び船尾部）が点灯した状態で流されてきたので、不審に思って本船に接近した。

地元の漁船の船長は、操舵室内に入ったところ、主機が中立運転であり、左舷前部甲板上の揚網機付近にあったカギの付いた竹竿がないことを認めた。

地元の漁船の船長は、22時50分ごろ操舵室内にあった携帯電話で本船船長の家族に本船の船内に本船船長の姿が見当たらないことを伝えた。

本船船長の家族は、連絡を受けて救援に向かい、捜索を開始した。

本船は、本船船長の家族が操船して29日08時00分ごろ篠島漁港に戻った。

本船船長は、海上保安庁の船艇や、僚船及び地元の漁船による捜索が行われたところ、31日17時00分ごろ愛知県田原市所在の消波ブロック上で発見され、搬送された病院で溺死と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、自宅から車で約5分の篠島漁港に係留していた。

本船は、ふだん、本件刺し網漁の投網を日没後に行っていた。

本船は、本件刺し網漁で投網した後、潮流によって投網した位置が変わった際には主機を中立運転とし、もやい綱を手繰り寄せて外し、浮子をカギの付いた竹竿で引っ掛けて網の位置を潮流に合わせていた。（図1参照）

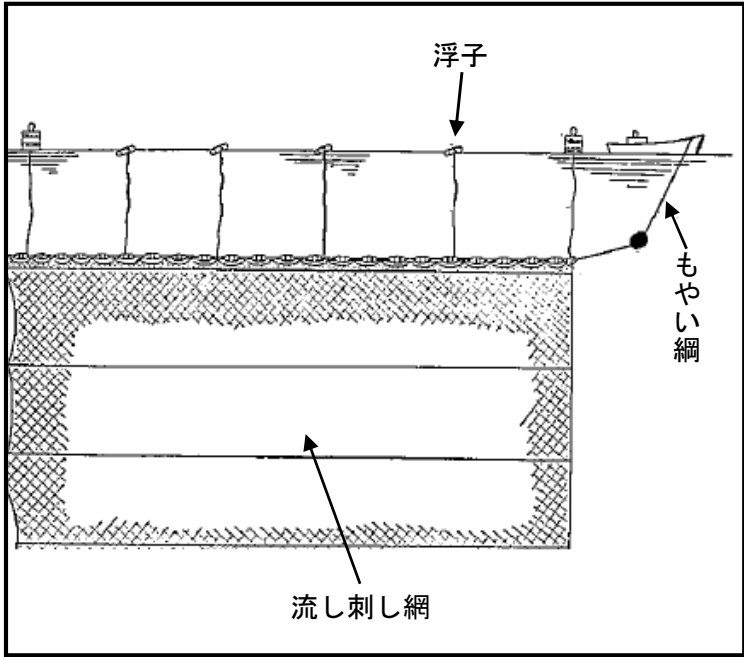


図1 流し刺し網漁の状況

本船は、発見された際、もやい綱が船首部に手繰り込まれ、投網した網の場所から南東約2.5海里にあった。

本船は、救命胴衣を備えていなかった。

	<p>本船船長の家族は、本船船長が浮子をカギの付いた竹竿で引っ掛ける際に落水したのではないのかと本事故後に思った。</p> <p>本船船長は、持病がなく、健康状態が良好であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長は、溺死した。</p> <p>本船は、15時05分ごろに篠島漁港を出港後、佐久島東方沖において22時50分ごろ本船船長が船内にいないことが確認されたことから、この間において、操業中、本船船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、白灯及び作業灯が点灯していたこと、カギの付いた竹竿がなかったこと、もやい綱が船首部に手繰り込まれていたこと、及び本船船長が田原市所在の消波ブロック上で発見されたことから、操業中に本船船長が落水して溺死したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、篠島漁港を出港した後、本件刺し網漁の操業中、本船船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>所属する漁業協同組合は、本事故後、救命胴衣の着用を徹底するよう漁業関係者に対して島民放送を流して周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を装備し、着用を徹底すること。 ・操業中は、防水型の携帯電話を所持しておくこと。 ・操業中は、PLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

